

就学前の保育・教育のあり方と
適正配置についての基本方針

平成31年4月（改訂版）

檜 原 市

檜原市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 公立保育所・幼稚園の現状・課題	2
1.1. 保育所の現状と課題	2
1.2. 幼稚園の現状と課題	2
2. 就学前の保育・教育のあり方についての基本的な考え方	3
2.1. 保育所・幼稚園の役割	3
2.1.1. 保育所の役割	3
2.1.2. 幼稚園の役割	3
2.2. 今後の就学前の保育・教育のあり方について	4
2.2.1. 子どもを取り巻く環境の変化	4
2.2.2. 幼児教育・保育の無償化の考え方	4
2.2.3. 就学前の保育・教育のあり方	4
2.3. 就学前の保育・教育の基本理念の推進	5
2.3.1. 就学前の保育・教育の基本理念	5
2.3.2. 就学前の保育・教育統一カリキュラムなどの活用	5
2.4. 公・私の協調・連携	5
3. 公立保育所・幼稚園の適正配置実施計画の策定について	6
3.1. 公立保育所・幼稚園のあり方	6
3.2. 地域に根ざした特色づくり	6
3.3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方について	7
3.4. 適正配置の際の留意事項	8
3.4.1. 通園区について	8
3.4.2. 通園の安全確保、通園支援について	8
3.4.3. 新しい保育・教育環境について	8
4. 参考資料	9
4.1. 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針改訂の社会的背景	9

はじめに

橿原市の将来を担う子どもたちが個性や能力を伸ばし、健やかに成長することができるようにするため、家庭や地域でゆとりを持って楽しく安心して子育てができる環境づくりを支援するとともに、子どもの成長に応じた保育・教育を提供していくことが、本市のまちづくりの指針のひとつです。

昨今の社会の変化は、人々の子育てに関する意識にも様々な変化をもたらしました。例を挙げると、女性の社会進出や子どもを生むことに慎重な人々の増加、子どもを生み育てることと自己実現とを両立させようとする人々の増加などがあります。また、急速な少子化の進行、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化は、子どもが子ども同士の交わりの中で育ちあう環境を減少させ、子育ての様々な知恵の伝承が途絶えて、子育てに悩む保護者も多くなっています。

子どもを取り巻く社会がいかに変化しても、子どもの本質に変わりはなく、それぞれの人格を持ち、等しく「就学前の保育・教育」を受ける権利を有しています。また、一人一人の子どもが、心身ともに健やかに成長・発達し、生き生きと乳幼児期を暮らすためには、豊かな愛情の中で生まれ、安心して過ごせる場所が必要です。その中で多くの人と関わり、様々なことを学び、自己を発揮して生活できる能力（生きる力）を引き出しながら守り育てることは、保護者、地域と行政の責務です。

このような背景を受けて、平成19年5月に橿原市幼稚園適正配置検討委員会を設置し、「(1) 市立幼稚園の適正配置計画の策定に関する基本的な考え方について」と「(2) 市立幼稚園における幼児教育のあり方について（幼保一体化、認定こども園等の検討を含む）」について諮問しました。

橿原市の公立保育所・幼稚園のみならず、私立保育園・幼稚園すべてを含んだ就学前の子どもたちの育ちと保育・教育を、どのように提供することが橿原市の将来を担う子どもたちにとってふさわしいのか、子育てをする家庭の保護者の期待に応えるためにはどうあるべきかという観点で議論いただきました。その結果、平成21年2月に答申をいただき、橿原市と橿原市教育委員会で「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を平成21年9月に策定して、幼保一体化事業に取り組みました。

しかしながら、策定からおよそ10年の歳月が経過し、時代の状況やニーズも移り変わっています。

本市の公立保育所・幼稚園の状況は、保育所では入所希望者の増加により待機児童が増加している一方で、幼稚園では年長・年少ともに複数クラスとなっているのは1園のみであり、中には1クラス10人に満たない園も生じています。そして、保育所では、一時預かり、病児・病後児保育などに対するニーズ、幼稚園では、給食や3歳児保育の実施、預かり保育の充実などに対するニーズが多くなっています。また、国の制度としては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されます。

このたび、これまでの時代の変化やニーズをふまえるとともに、平成31年3月に橿原市教育委員会が策定した「橿原市教育施設再配置基本方針」とも連動して、「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」として改訂しました。今後、この基本方針に基づき、橿原市全体としての具体的な実施計画を策定して適正化に取り組んでまいります。

1.1. 保育所の現状と課題

保育所は、昭和51年までは、0歳児から3歳児までを保育し、4歳児になれば当然のように幼稚園に入園していました。

社会での就労が母親（女性）にとって大きく影響し、それに関連して保育所保育の重要性が求められるようになったため、全保育所において0歳児から5歳児までの保育が開始されました。

その後も、年々保育所に求められるニーズが高まり、ますます保育の専門性が問われるようになってきました。平成30年度定員810名に対し入所児童数は804名と定員近くまで達しており、近年の少子化にもかかわらず保育所への入所希望は増加しているのが現状です。

多様化する時代のニーズの質、量も大きくふくらみ、核家族の中で、親だけに子育ての負担と責任がかかる現代社会では、その孤独感、不安感などから派生する子育て問題に対する支援と、養育力の低下や児童虐待などについて保護者に対する支援のあり方が求められています。地域における子育て支援も今まで以上に創意工夫が求められ、保育所をめぐる環境も様々に変化しています。

そのような中、樫原市独自のこども園を平成24年4月に3園、平成26年4月に2園開園し、運営しています。しかしながら、待機児童もいる中で多様化する市民ニーズにどのように応えていくのが課題となっています。

1.2. 幼稚園の現状と課題

幼稚園は、少子化が進み、総園児数はピーク時の19.1%（昭和53年度3,092人→平成30年度592人）に減少し、園児数の減少傾向は著しい状況です。また、クラス数もピーク時の36.2%と減少しています。（昭和52年度94クラス→平成30年度34クラス）

市内全15園のうち5園は、保育所と一体的に運営する樫原市独自のこども園に移行したため年長・年少ともに複数クラスとなっています。残る10園のうち平成30年度に年長・年少ともに複数クラスとなっているのは1園のみという現状です。

園児数が少ない園では、人間関係の固定化や子ども同士が切磋琢磨する機会の減少という教育の質の低下につながる懸念が生じています。また、市民の幼稚園に対するニーズも多様化してきています。そのため、積極的に預かり保育や子育て相談、そして未就園児の親子登園などの子育て支援活動に取り組んできました。しかし、近年の少子化から推測すると園児数の減少傾向は一層進むものと考えられます。

そのような中、適正な規模で幼稚園の運営を行い、子どもたちのためになる教育環境を集中して整えることや保護者のニーズに応える方策を、地域の方々や関係者とより一層協力して取り組んでいくことが課題となっています。



2.1. 保育所・幼稚園の役割

2.1.1. 保育所の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児を保育・教育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、保育所における保育・教育は、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところです。保育所における保育・教育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに、子ども一人ひとりが健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにあります。

そのために、教育的な機能を発揮する上で、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性があります。

また、子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割もますます必要となってきています。

2.1.2. 幼稚園の役割

幼稚園は、3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。なお、檀原市の公立幼稚園では4、5歳児を対象としています。

幼児期は、大人への依存を基盤として自立に向かう時期であり、その過程で幼児は、生活や遊びの中で具体的な体験を通して、生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応する能力など、世の中で生きるための最も基本となることを獲得していきます。

このため幼稚園では、幼児の主体的な遊びを十分確保し、小学校段階以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮しながら、基本的な生活習慣の形成・定着、人とかかわる力や道徳性・規範意識の芽生え、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎などを育てることが大切です。

幼児は、家庭、地域社会、幼稚園という一連の流れの中で生活しており、幼児が望ましい発達を遂げていくためには、それぞれにおける幼児の生活が充実し、全体として豊かなものになっていかなければなりません。

そのため幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、保護者の要請や地域の実態などを踏まえ、地域の幼児期における教育の中心的な役割を果たすことも期待されています。

2.2. 今後の就学前の保育・教育のあり方について

2.2.1. 子どもを取り巻く環境の変化

これまでの幼児教育は、保育所、幼稚園という別々の制度の中で、保育・教育の環境を提供してきました。しかし、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出など子育て環境も変化し、幼児教育に求められることがらにも変化が見られます。例えば、多くの保護者は、より質の高い保育・教育の提供、3歳児保育、給食の実施などの願いを抱えています。これまでの、保育所は保育、幼稚園は教育という概念は、双方の施設ともその基本は根底に置くものの、同じような保育・教育が受けられるように変化しつつあり、保育活動、教育活動を併せて「就学前の保育・教育」と呼ばれています。また、一般的には「地域の人とのかかわりや他の家庭との結びつきが弱い」、「親が子育ての不安を周囲に相談することができない」、「近隣同士のかかわりで子育てを支えていく地域の教育力が弱くなった」などと言われていますが、本市においてもその傾向が見受けられます。

また、保育所の入所条件である「保育を必要とする」という解釈が、今まで以上に、幅広く捉えられてきており、子どもの数は減少するものの、保育に対する需要はこれからますます増えることが見込まれます。

2.2.2. 幼児教育・保育の無償化の考え方

令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化によって、現在就学前の施設を利用している市民の方のみならず家庭で子育てをされている方からも施設利用の需要が増えるものと見込まれます。今後、保育・教育へのニーズの実態把握と就学前の施設の現状を見極めて、どのように応えていくのか検証しながら、受け皿の確保に努めます。

2.2.3. 就学前の保育・教育のあり方

先に述べたような幼児を取り巻く状況の中で、保育所・幼稚園の果たす役割は、ますます大きくなってきています。保育所・幼稚園は、それぞれ異なる目的・機能を持った施設ではありますが、他方において、両施設とも、就学前の年齢の者を対象としていること等から、実態としてはかなり類似した機能が求められています。また、平成30年度から施行されています保育所保育指針と幼稚園教育要領は、就学前の保育・教育として同じ考え方になっています。幼保一体化の実施によって、保育所児・幼稚園児の活動内容がより豊かになる上、幼稚園児にとっては0歳児から3歳児の生活を身近に感じたりふれあったりすることで体験の幅が拡大し、集団社会での人格形成の基礎をより深く学ぶことができます。さらに、発達段階に応じた指導ができ、職員の研修も深まり、保育内容の指導の多様化、質的向上が期待できます。

子どもたちが心身ともに健やかに成長・発達し、生き生きと乳幼児期を暮らし、心豊かな生活を営む基礎となる力を身につけていくためには、本市の保育所と幼稚園がこれまでの長い歴史の中で培ってきた実績を生かし、今日的なニーズに即してそれぞれの特徴を発揮していき、保育所・幼稚園の連携を強化し、総合的な子育て施策の展開と体制の構築を図っていくことが必要だと考えます。

上記の保育所・幼稚園のそれぞれの役割を踏まえた上で、就学前の保育所児（4・5歳児）・幼稚園児を、共に生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であるという認識のもと、就学前の保育・教育として一体的に行うことが、子ども達にとってふさわしいと考えます。そのため、これまで市が取り組んできたこども園の検証も踏まえつつ、今後の方向性を探っていく必要があります。

幼保一体化の取組は、将来的には保育所のニーズの高まりや幼稚園の状況に、柔軟に対応できるも

のと考えています。

2.3. 就学前の保育・教育の基本理念の推進

2.3.1. 就学前の保育・教育の基本理念

0歳児から5歳児までの就学前の子どもたちにとって何が最も大切であるのかという視点で就学前の保育・教育を考える必要があります。

橿原市には子どもを心豊かに、のびのびとはぐくむ独自の歴史や自然が豊富にあります。そのような恵まれた資源を最大限生かし、次代を担うすべての子どもたちが個性や能力を伸ばし、健やかに育つことができ、家庭や地域で安心して子育てができる環境づくりが必要です。

就学前の子どもの育ちを一貫して支える保育・教育内容を構築し実践をおこなうとともに、家庭教育力の向上をめざした子育て支援の充実を推進します。

2.3.2. 就学前の保育・教育統一カリキュラムなどの活用

保育所と幼稚園での保育・教育の違いにより、小学校就学時に影響が出ないように、保育所と幼稚園双方の子ども観、保育観の共通認識が必要です。保育所保育指針や幼稚園教育要領はそれぞれの保育内容の上限を示すものではなく、基準を示したものであることから、各施設が積極的に特色を出し、切磋琢磨していくことが求められます。

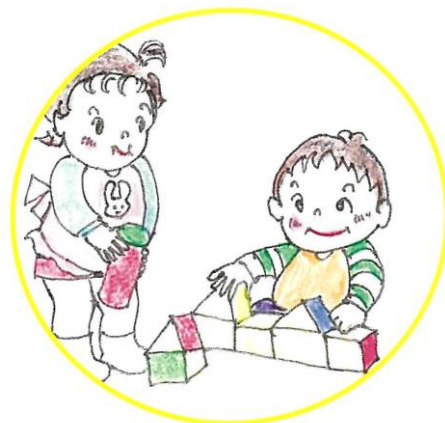
橿原市では既に策定し、活用していた就学前の保育・教育指針と橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムを、平成30年4月改訂の保育所保育指針と幼稚園教育要領を踏まえて改めました。今後も就学前の保育・教育指針と橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラム、橿原市就学前の人権保育・教育指針を活用し保育・教育を進めます。また、より質の高い保育・教育の提供に努めます。

2.4. 公・私との協調・連携

公立・私立の保育所・幼稚園はそれぞれの役割を分担しながら、お互いに切磋琢磨して全体として市民のニーズに応えるものでなければなりません。その際、市の就学前の保育・教育を支えることを共通の理念とし、公私の枠を超えて、お互いに補い合い、協調し合って取り組むことが求められます。

そのため、公・私、保・幼の枠を超えて、お互いのノウハウを提供することや、学び合う姿勢で研修するなどして、市の就学前の保育・教育の向上推進を図ることに努めます。

市内の就学前の保育・教育施設はそれぞれに課題を克服し、単独で又は連携して経営努力し、互いにその良さを認め合い、補い合って橿原市全体として市民の期待に応えることで「公私協調」を進めていきます。



今日、就学前の保育・教育といった考え方への移行や、保育所保育指針と幼稚園教育要領が同じ視点に立って改訂されるなど、保育所と幼稚園の類似した機能に着目して両者を一体的に捉えるようになりました。そのような状況において、保育所で入所希望が増加し待機児童もいる一方で、幼稚園では園児数が減少し適正規模での環境整備ができていないことから、保育所・幼稚園を一体的に捉えることを基本に据え適正配置を進める必要があります。そのために今後、適正配置実施計画をすみやかに策定し、実施していきます。策定にあたって考慮すべき観点を以下に整理します。

3.1. 公立保育所・幼稚園のあり方

子どもたちの豊かな育ちの保障と保護者のニーズに応えるため、保育所・幼稚園では双方固有の保育機能を可能な限り融合させ、保育・教育の充実を図る取組をします。

保育所は保育、幼稚園は教育という従前の殻を破り、市民サービス精神の更なる高揚を図り、保育・教育に当たるよう努めます。そのため、各所・園では、保育・教育課題、勤務のあり方などについて自己点検評価による改革・改善に努めるとともに、更なる進展を図ります。

民間保育施設では、財政保障が限定された中で常に危機感をもって点検し、民意に応える施策を図るなど、経営努力が重ねられています。公立においても、各所・園ごとに市民のニーズに応えるべくさらに改善に努める必要があり、保育・教育ニーズに対応できる施設づくりを進めます。

3.2. 地域に根ざした特色づくり

行政サービスの任を負う公立の保育所・幼稚園は所在する地域住民のニーズに応えるため、地域に根ざした特色づくりを目指します。

これまでは同一保育機関は同一形態であるのが原則でしたが、現在は地域のニーズに即した所・園の経営が望まれています。各所・園は、地域の文化、就労状況、家庭状況、保護者のニーズなどを踏まえ、地域の実情にあった特色ある保育・教育活動を展開し、魅力ある地域の保育・教育施設として努力します。



3.3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方について

①適正規模の基本的な考え方

・クラス編制・教員配置の基準について

幼保一体化施設（こども園）の長時間部（保育所部分）と短時間部（幼稚園部分）は、保育所の4歳・5歳児の基準とします。幼稚園については、1クラス34名を維持し、それに伴った教員を配置します。

幼保一体化施設（こども園）、幼稚園ともに特別な支援を要する幼児の入園に際しては職員の加配に配慮します。

認定こども園については、集団生活の経験年数が異なる園児がいることからクラス編制や配置については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な配置基準とします。

・クラス構成数について

幼保一体化施設（こども園）については、施設の収容数に応じて長時間部（保育所部分）と短時間部（幼稚園部分）の定員を設け、かつ、子育て支援の充実及び教育活動などのために必要な多目的室を確保します。

幼稚園については、各学年複数クラスの編制とし、現有施設の保育室を考慮すると、最大で7クラスを上限とした構成とします。また、これに加えて、幼保一体化施設（こども園）と同様に必要な多目的室を確保します。

認定こども園については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な構成とします。

②適正配置の基本的な考え方

適正配置については、各学年が複数クラスであることで、クラスごとの良さを認め合い、競い合い、そしてクラス替えの効果などもあって、集団生活の中で園児同士が刺激し合う教育環境が確保できることから、各学年複数クラスを設けることが必要です。また、教育的効果を考えるとき、適正規模が満たされない幼稚園については、一定規模の園児数を満たすクラス編制ができるよう適正化を図ることが必要です。

③公立施設の再編整備についての基本的な考え方

公立施設の適正規模・適正配置に伴う再編整備については、教育的にも財政的にも早急に取り組まなければならない課題ではありますが、段階的に実施することが望ましいと考えます。

再編整備の方法については、統廃合だけでなく、指定管理者制度などの民間活力の導入、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）、幼稚園・小学校の連携についても検討します。なお、幼稚園の3歳児保育の実施については公私連携の観点やこれからの人口減少を見据え、十分な配慮・検討を行います。

統廃合を行う際には、限りある資金・資産を有効活用するという主旨から原則的に施設の増築はせず、現在の施設を利用しますが、幼保一体化施設並びに認定こども園への転用については、施設の改修及び給食の提供に伴う給食室等の増築が必要となる場合があります。その際、保育・教育の用に供されなくなった施設については地域によって活用方法の考え方には違いがあると考えられますが、跡地の売却も含めて検討していきます。

加えて、適正規模・適正配置については、今回の一時的な検討に終わることなく、継続的に各園の状況を鑑みながら取り組む必要があります。特に、クラス編制基準については、社会情勢の変化に応じて必要とされる場合には再検討します。

3.4. 適正配置の際の留意事項

3.4.1. 通園区について

適正配置計画を実行する際には、卒園後、進学する小学校、中学校は同じであることが望ましい点を考慮し当面は現状の中学校区内を原則とします。しかし、私立保育園・幼稚園への通園希望者もあり、少子化社会が進行する中であっては、園の適正規模の確保が難しいことも想定され、通園区については、小・中学校と必ずしも同じにはならない可能性があります。

3.4.2. 通園の安全確保、通園支援について

再編整備の実施にあたっては通園の安全を考慮することが必要です。

通園区の変更により、通園が著しく困難となるケースには、支援の方策、その要支援距離の目安についても橿原市教育施設再配置基本方針を参考にしながら検討します。

3.4.3. 新しい保育・教育環境について

再編整備の実施に当たっては、子どもたちの生活の連続性とリズムの多様性に留意し、保育・教育が途切れることのないような工夫が必要です。



イラスト：元 市立保育所職員

4.1. 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針改訂の社会的背景

(1) 0～5歳人口推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所（以降、社人研）が公表している推計方法※に基づき、樫原市の0～5歳人口を推計した結果では、2018年の5,737人から2060年には2,831人となり、2,906人減少する見込みです。

※社人研推計：現状のまま、出生率、人口の移動、死亡率等が推移していくと仮定し推計した値。

※0～5歳人口：社人研0～4歳推計値に社人研5～9歳推計値を5で割った数を5歳推計値として合計した値。

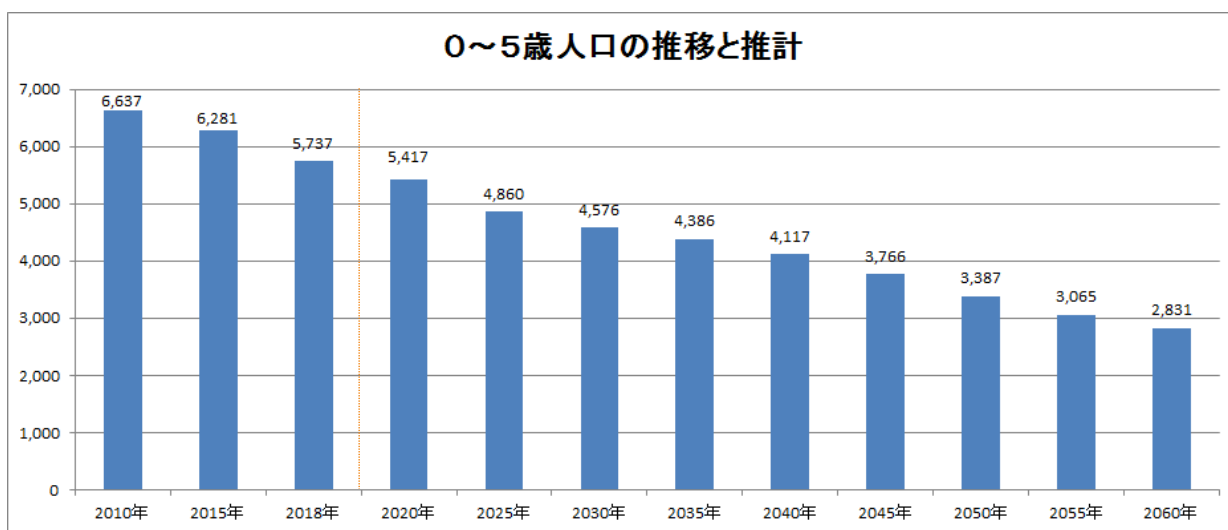


図 4-1：0～5歳人口の推移・推計

(2) 公立保育所、幼稚園の園児数推移

※園児数：樫原市統計書の値

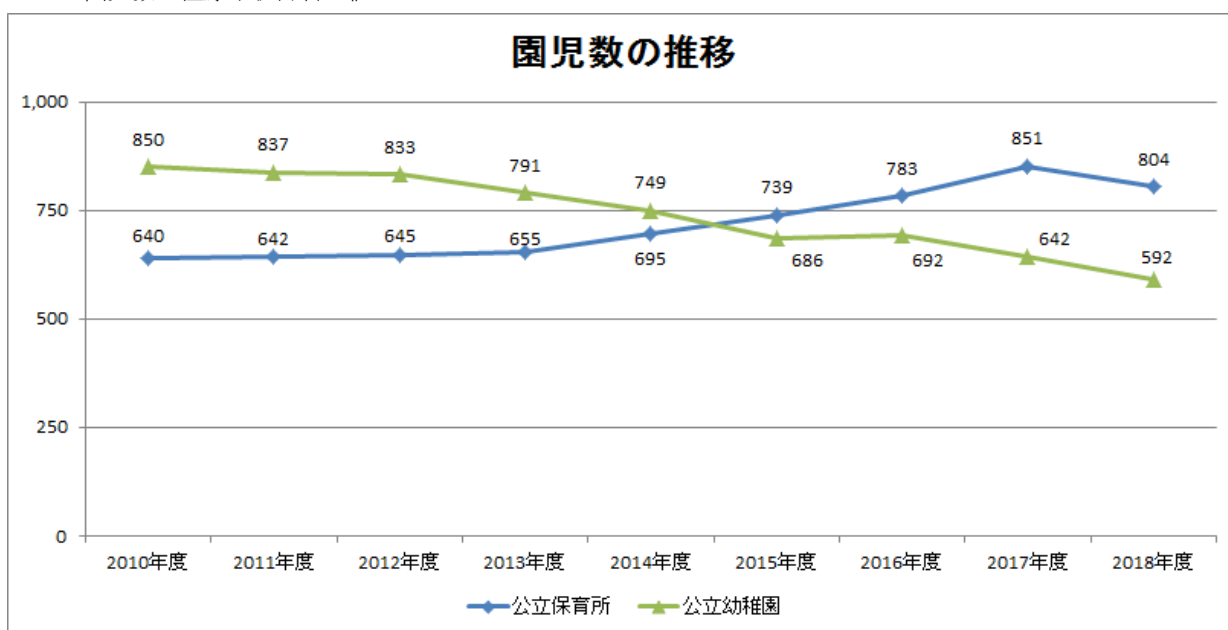


図 4-2：園児数の推移

(3) 幼稚園の園児数の比較

- ・ピーク時※と比較してすべての幼稚園で園児数が大きく減少しています。

※耳成西幼のピーク時は1982年度の値。

※白樫幼のピーク時は白樫南幼と白樫北幼の園児数の合計。

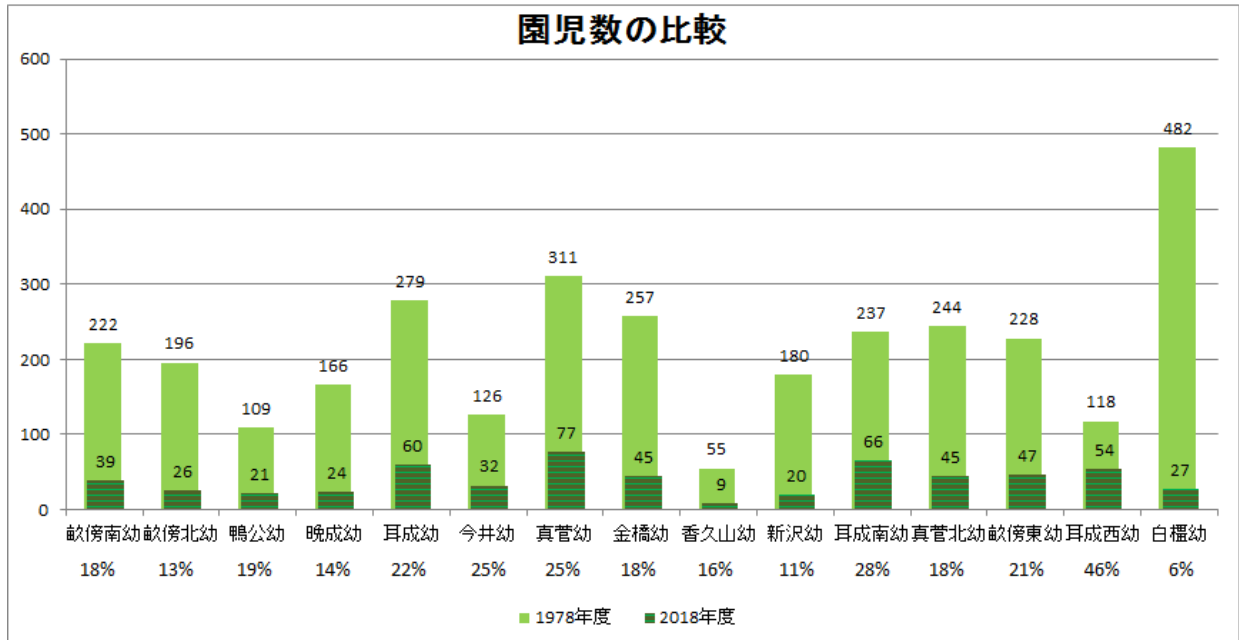


図 4-3 : 園児数の比較

(4) 主たる建物の建築年数

- ・2018年時点で主たる建物の建築年数が40年以上となる施設は4幼稚園（耳成南幼、真菅北幼、畷傍東幼、白樫幼）となっています。

表 4-1 : 主たる建物の築年数

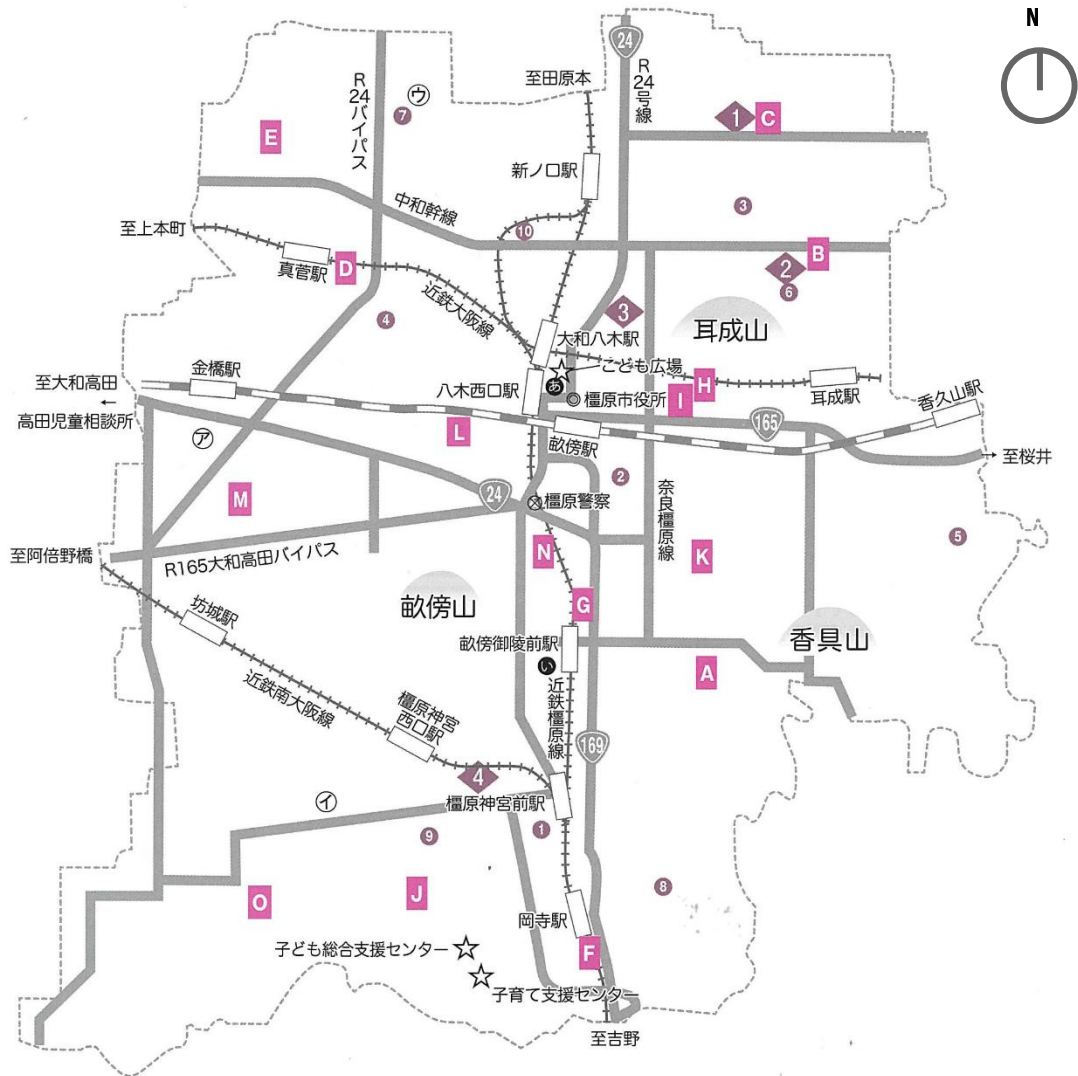
区分	施設名	主たる建物の築年数(年) (平成30年時点)
こども園	第1こども園(藤原京・鴨公幼)	22
	第2こども園(今井保・今井幼)	18
	第3こども園(金橋保・金橋幼)	33
	第4こども園(大久保・畷傍北幼)	37
	第5こども園(川西・新沢幼)	37
こども園平均		29.4
幼稚園	畷傍南幼稚園	34
	晩成幼稚園	39
	耳成幼稚園	36
	真菅幼稚園	37
	香久山幼稚園	39
	耳成南幼稚園	43
	真菅北幼稚園	43
	畷傍東幼稚園	41
	耳成西幼稚園	38
	白樫幼稚園	40
幼稚園平均		39.0
全体加重平均		34.2

赤文字：こども園、幼稚園それぞれの平均値を超える場合を示す。

(5) 橿原市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園の状況

橿原市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園を以下に示します。

橿原市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園マップ



私立幼稚園一覧

番号	園名	所在地
①	くちなし幼稚園	葛本町
②	常盤幼稚園	常盤町
③	のぞみ幼稚園	新賀町
④	聖心幼稚園	久米町

市立幼稚園一覧

番号	園名	所在地
①	畝傍南幼稚園	見瀬町
②	晩成幼稚園	縄手町
③	耳成幼稚園	葛本町
④	真菅幼稚園	曾我町
⑤	香久山幼稚園	膳夫町
⑥	耳成南幼稚園	山之坊町
⑦	真菅北幼稚園	大垣町
⑧	畝傍東幼稚園	大軽町
⑨	白檀幼稚園	白檀町
⑩	耳成西幼稚園	上品寺町

私立保育園一覧

番号	園(所)名	所在地
A	(福)ともえ学園	田中町
B	(福)常盤保育園	常盤町
C	(福)くちなし保育園	葛本町
D	(福)このみ学園	曾我町
E	(福)ひかり保育園	中曾司町
F	(福)愛育保育園	見瀬町
G	あおば保育園	大久保町
H	おひさまはいくえん	醍醐町
I	にこにこパーク保育園	醍醐町

私立認定こども園一覧

番号	園(所)名	所在地
J	(福)橿原保育園	白檀町

※(福)は社会福祉法人

認可外保育施設一覧

番号	園(所)名	所在地
㉗	ラビキッズワールド イオンモール 橿原保育園	曲川町イオン モール内1F
㉘	ぼれぼれ保育園	北越智町
㉙	わくわく保育園	飯高町

市立こども園(幼稚園・保育所)一覧

番号	園(所)名	所在地
第1こども園		
K	藤原京保育所	四分町
	藤原京保育所(分園) 鴛公幼稚園	縄手町
第2こども園		
L	今井保育所	今井町
	今井保育所(分園) 今井幼稚園	今井町
第3こども園		
M	金橋保育所	雲梯町
	金橋幼稚園	
第4こども園		
N	大久保保育所	大久保町
	大久保保育所(分園) 畝傍北幼稚園	大久保町
第5こども園		
O	川西保育所	川西町
	新沢幼稚園	

㉚ 分庁舎(ミグランス) (子育て総合窓口)

㉛ 保健福祉センター

図 4-4 : 橿原市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園